

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第14号）（都市計画局都市景観部風致保全課）

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行により、都市緑地保全法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行することとしました。

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第14号

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例

京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「都市緑地保全法第3条第1項」を「都市緑地法第12条第1項」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

（都市計画局都市景観部風致保全課）